

JMRC中部ジムカーナ/ダートトライアル競技オーガナイザー マニュアル (2014年修正版)

組織許可申請から競技日まで

項目	留意事項および対応	解説
組織許可申請	<p>準国内・地方競技格式の申請： 規定では開催日の1ヶ月前で良いが、 地方選手権戦の場合、選手権規定により<u>2ヶ月前</u>に申請しなければならない。 参考に全日本選手権戦は選手権規定により<u>3ヶ月前</u>に申請しなければならない。</p>	<p>申請後、許可が下りるまでに日数がかかるので（中部本部決済で通常は2週間ほど必要）余裕を持って申請する。</p> <p>※特別規則書は、公認No.を入れた物の発表を強く推奨する。</p>
組織許可申請書類	<p>1. 組織許可書申請書 1部 <u>(開催日の1ヶ月前に提出)</u> 2. 特別規則書の草案 1部 <u>(開催日の1ヶ月前に提出)</u> 3. コース図 1部 <u>(開催日の1ヶ月前に提出)</u> 4. コース許可証 1部 <u>(開催日の1ヶ月前に提出)</u> 5. 救急指定病院名、住所、電話番号の報告</p>	<p>1. 組織許可申請書は、JMRC中部の公式サイトに有るJAFのフォームをダウンロードして使っても良い。この場合、申請書は、「本部用」・「地方本部用」・「許可用」の3枚1セットが必要。</p> <p>2. 草案は、前年のモノを手直しして使う場合が多いので、年号、月日等の間違いに留意する。作成者以外の人にチェックを受けると良い。</p> <p><u>3.・4.・5. は提出無しでも良い。</u></p>
特別規則草案と特別規則	<p>1. 特別規則はJAF審査後の物が正式となる。 2. 特別規則はJAFによって修正されることがある。 3. 特別規則書は<u>参加受付開始の2日前までにJAFに提出すること。</u></p>	<p>1. と2. JAFからの組織許可を待ち、返された草案にJAFの修正・指示個所があればその個所を手直し、公認No.を入れた特別規則書を発表する。特別規則書発表後に参加受付を開始するようにすること。</p> <p>3. JAF提出を忘れがちなので気をつける。</p>

特別規則の変更	<p>1. 特別規則の変更は、国内競技規則4-9に従ってください。 JAFが機能している平日はJAFに相談してください。</p> <p>2. 競技会審査委員会が保安もしくは不可抗力のために決定した時には変更が可能。</p>	<p>1. 組織許可後の変更は容易ではない。特に参加受付開始後の規則変更は、参加申込者全員の同意が必要なので、ほぼ不可能。 受理書発送後は、時間的にも全員の賛同が得られないので、全く不可能と考えたほうが良い。 同意を得ていない場合、受理書でタイムスケジュールを変更して発送する等は、例えそれが公式通知であっても公式通知としての効力は無い。</p> <p>2. JAFが休日の場合、つまり、競技日である土曜日・日曜日は当該競技会審査委員会に相談してください。 競技会開催日の参加確認受付開始後に特別規則を変更する必要がある場合は、競技会審査委員会に相談します。</p>
公式通知	<p>公式通知（国内競技規則4-26） 特別規則の発表後に生じた問題を処理するために、オーガナイザーは、参加者に対して公式通知をもって指示することができるが、特別規則、国内競技規則に反するものであってはならない。</p>	<p>「特別規則の発表後に生じた問題を処理する」とは、例えばJAFの指示・公示による規則の変更があった場合や不可抗力による競技役員の変更、あるいは駐車待機位置（パドック）の指示のようなものであって、例えば、「参加台数が予想より多かった」といった特別規則の発表後に生じた問題であっても、オーガナイザーの都合によって「タイムスケジュールを前倒しする」といった、一方的に指示出来るものであってはならない。 つまり、特別規則の内容は、契約における約款のようなものなので契約後（参加申込後）に変更することは出来ない。競技日に生じた問題を処理する場合は、当該審査委員会が審査します。</p>
参加受理	参加受理後は速やかに受理通知する。（国内競技規則4-21）	受理通知は組織委員会が発行します。

<p>競技役員の変更</p>	<p>1. 開催日までに審査委員を含む競技役員に変更が生じた場合： 変更内容と変更理由を書面にしてJAFに届出し、その確認・承認を得るようにします。郵送が間に合わない場合はFAXも可です。</p> <p>2. 競技日に役員の変更が生じた場合： 競技会審査委員会の承認を受ける。承認されたら公式通知にて公示する。</p> <p>3. 競技日に急遽、審査委員長／委員が変更になった場合： (JMRC中部選手権戦では審査委員グループからの派遣制を採用しています)</p>	<p>1. 正当な理由であればJAFは認めます。 変更申請した場合、JAFから文書で確認書が送られて来ますが、「JAF承認印」の有無は、ケースバイケースのようです。 受理書発送前であれば受理書と共に競技役員変更の公式通知を出します。 受理書発送後ならば競技日にJAFの書面を審査委員会に提出し、審査委員会の承認署名を貰って変更の公式通知を発行します。公式通知は組織委員会名で発行します。</p> <p>2. 競技日当日、不可抗力による変更が生じた場合、審査委員会が変更を承認する。この場合、審査委員会からライセンスの提示を求められる場合があります。 競技役員の変更は、特別規則の変更では有るが、ルールの変更にはあたらない。即ち、競技役員の変更は、参加者にとって不利益にならないので参加者全員の賛同は不要と解釈します。</p> <p>3. 国内競技規則に照らせば、審査委員は、当該競技会の組織委員会が選任して申請し、その申請に基づいてJAFは、その審査委員をそのまま任命します。(任命上問題が無い場合) ですから、この場合、組織委員会が新たな審査委員長／委員を選任し、組織委員会名で変更の公式通知を発表するようにします。 この公式通知に対する審査委員会の承認署名は、出席している元の審査委員が署名します。 ※競技役員の任命権は、競技長でなく組織委員会にありますので組織委員長／組織委員は現場に出席するようにして下さい。</p>
----------------	--	--

競技日当日

<p>審査委員会対応 その1</p>	<p>1. 審査委員会提出書類 通常、審査委員会は慣熟歩行時間前にコース確認を実施します。 特に<u>4)、5)</u>の書類は朝一に提出してください。(必須)</p> <p>1) <u>組織許可証 (写しも可)</u> 2) 特別規則書草案 (JAFが確認したモノ) 3) 特別規則書 (許可No.入りのモノ) 4) <u>コース公認証 (写しも可)</u> 5) 競技コース図 (案) 6) 発行済み公式通知 7) <u>公式プログラム</u> 8) 競技保険加入証、付保内容 9) <u>救急搬送経路図</u> 10) 参加者名簿 11) <u>競技役員名簿</u> (オフィシャル名簿)</p>	<p><u>4)と5)</u> 競技コース図案とコース公認証は、審査委員が会場に到着後、真っ先に渡さなければならない書類です。競技コースは、審査委員会の確認後に公式通知として発表します。</p> <p><u>1)と2)</u> 草案はJAFに修正される場合があるので、修正の有無に拘わらず、発行した特別規則書を添付し、差異の無いことを証するようにします。</p> <p><u>8)</u> 競技保険加入証は、領収書だけでなく付保内容を表すものを添付するようにします。</p> <p>※競技日における審査委員会はJAFそのものです。ゆえに審査委員会は当該競技会に対して最高の権能を有しています。但し、審査委員会はJAFに対して責任を負うこととなります。</p> <p><u>7)は国内競技規則4-10「公式プログラムの内容」に沿った記載にすること。なお、公式プログラムを発行しない場合は、10)参加者名簿のみでも可。</u></p>
<p>コース確認</p>	<p>慣熟歩行時間前に審査委員会が実施するコース確認は、競技長、コース委員長が立ち会ってください。</p>	<p>少なくともコース委員長が必ず立ち会う。審査委員会は、安全基準・許可条件等の適合性・ポストの設定位置などの確認を行います。確認の結果、基準・条件に適合しない場合は、修正・変更指示を出す場合がありますので必ず慣熟歩行時間前に実施してください。</p>
<p>公式通知</p>	<p>公式通知の記載項目</p> <p>1) 発行No. 2) 発行日時 3) 大会名 4) 発行者名 5) 審査委員会署名欄</p> <p><u>参考)</u> <u>JAFジムカーナ/ダートトライアル地方選手権の公式通知発行要領</u></p>	<p>国内競技規則10-10「審査委員会の権限」およびその他、審査委員会の承認・裁定を要する事項に関する署名は特に留意します。具体的には審査委員会が裁定(出場停止等)する事項および承認事項(車両変更等)は、審査委員全員の署名が必要です。</p> <p>その他確認事項(賞典等)は、審査委員長または審査委員長代理の審査委員の署名でもOKです。</p>

<p>コース図</p>	<p>コース図には下記の内容を記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 公式通知発行No. 2) 大会名・開催日・オーガナイザー名・会場名 3) ポスト・救急車両・レスキュー車両の位置 	<p>コース図の発行者名は競技長。審査委員長の確認、署名が必要です。 (全日本戦では審査委員会の承認事項) ※競技コース図は、公式掲示板に貼り出すだけでなく、参加者全員に配布することを推奨します。 <u>公式通知発行前に参加者へ公式通知に「このコース図は参考です。正式には公式通知を参照してください。」を記載すること。</u></p>
<p>審査委員会対応 その2</p>	<p>2. 審査委員会提出書類（必須）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 車両変更申請書類（有れば）, <u>変更前・後の車両改造申告書, 変更後の車検証の写し（可能であれば）</u> 2) 発行予定の公式通知 3) 競技結果成績の雛型 発行No.（連番）・発表日時・大会名・オーガナイザー名・天候・路面 コンディション・署名欄 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 車両変更は、変更の理由を記した申告書を提出するようにする。 車両変更は、審査委員会の承認事項なので審査委員会全員の署名が必要。→承認後、公式通知発行 <u>注意）車両変更は同一部門の同一クラスの車両のみ可。</u> 2) 特別規則で賞典を制限している場合（…1 / 2 を超えない…等）は、該当順位を発表する。→公式通知 3) 事前に提出して確認してもらう。発行後に審査委員会の修正指摘を受けないようにする。
<p>第1回審査委員会 対応</p>	<p>3. 審査委員会報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 参加確認受付状況報告 2) 公式車検報告（検査内容、結果） 3) ポスト備品（旗、消火器等）の配備完了報告 4) 救急指定病院確認報告・救急体制報告（搬送車両、救急委員） <u>5) 競技結果の発行時の署名の確認と配布部数</u> <u>6) プリーフィング内容</u> <u>7) 審査委員会スケジュール打合せ</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 欠席者→出来れば書面で提出（全日本は公式通知必要） 2) 公式車検報告→出来れば書面で提出（全日本は公式通知必要） 車検不通過→審査委員会裁定→出場停止 4) 応需病院の受入確認報告、病院までの搬送経路図を提出。 救急搬送車両は複数台数確保するようにする。 <u>5) 暫定結果には競技長と計時委員長の署名をし、正式結果のみ審査委員長も署名する。</u> <u>6) プリーフィング内容は次ページに別記。</u> <u>7) 審査委員会の進行役は特に決められていない。</u> 審査委員長が進めるケースが多い。

<p>ドライバーズ ブリーフィング</p>	<p>伝達事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 欠席者 2) 車両変更 3) 発行済み公式通知 4) ミスコース、パイロン移動・転倒の判定基準 5) 脱輪に対する判定基準（ジムカーナ） 6) スタート前の整列台数 7) コース上の出走台数 8) 散水の時期（ダートトライアル） 9) コース上リタイヤ時の合図 11) 再車検手順<u>および対象順位</u> 12) その他、質疑応答 	<p>ドライバーズ・ブリーフィングは、オーガナイザーの伝達時間でなく参加者とのすり合わせのようなものと理解してください。</p> <p>（インフォームド・コンセントのようなもの）</p> <p>ミスコース・パイロンペナルティー・脱輪の判定基準等、どのような状況・どのような状態がソレに該当するかの説明など、特別規則に現しきれない競技説明も重要なテーマです。</p> <p>その他、必ず伝達しなければならない事項は忘れないようにメモにする。「言った、言わない」のトラブルを避けるにはブリーフィング資料の配布が望ましい。</p> <p>尚、ブリーフィングで特別規則に記載されていない新たな競技上のペナルティーを課すことは出来ません。但し、参加者全員の合意と審査委員会の承認が得られれば可能。この場合、ブリーフィング終了後にその事項を公式通知にして発行する。</p> <p>（全日本戦では統一規則により新規ペナルティーは禁止される）</p>
<p>第1ヒート 成績結果（暫定）</p>	<p>連番を記して、あらかじめ確認を受けた書式で発行する。</p> <p>暫定結果は、競技長・計時委員長が署名する。</p> <p>（国内競技規則10-15 参照）</p> <p>現行では暫定結果への審査委員長の署名は必要無しとしている。</p>	<p>第1ヒートの結果は、暫定結果のまま第2ヒートまでひっぱり。改訂版を発行する場合、「No.〇改訂版」と記載して発行する。</p>
<p>慣熟歩行 インターバル</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 特別規則に定めた慣熟歩行時間を短縮することは出来ない。 2) この間を利用して問題が有れば第2回審査委員会を開く。 無ければ簡単な報告のみで良い。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 特別規則の変更にあたるので短縮は出来ない。 （参加者との契約違反） 2) 審査委員会を開催するのであれば競技長だけでも可。
<p>第2ヒート 成績結果（暫定）</p>	<p><u>暫定結果は、競技長・計時委員長が署名する。</u></p> <p><u>発行時間は成績表を貼り出す時間になるように確認する。</u></p>	<p><u>発行時間後の30分間が抗議受付時間となるため注意する。</u></p>
<p><u>正式成績結果</u></p>	<p>正式結果には審査委員長の署名が必要。代理の審査委員の署名でも良い。</p>	<p>正式結果に審査委員長の署名を貰う場合は、<u>再車検結果を報告（書類または口頭）</u>してから署名してもらうこと。</p>

再車両検査	上位入賞車両の再車検を実施する。	上位とは何位まで、との規定は無いので表彰対象車両の全てに実施しなくても良い。1位～3位あるいは1位～6位まででも良い。
車検不合格判定と審査委員会の裁定	<p>※車両検査の判定は、規則に照らし合わせた判定をするのであって罰則の判定を行うものでは有りません。</p> <p>1) 車両規則に違反すると判定した場合は、判定個所を記録(カメラ等)し、『当該個所は車両規則の〇〇に抵触すると判定する』と参加者に伝えて参加者にその事実(例えば車重計が示す数字)を現認させ、その時間を記録するとともに当該参加者から現認署名を貰うようにすればベストです。(書類化がベスト)</p> <p>当該車両を保全するとともにただちに競技長に報告します。競技長は書類を作成(事務局長はこれを補佐)し、審査委員会に提出します。</p> <p>2) 裁定が成績結果に影響した場合は再度、暫定成績を発表します。</p>	<p>※参加者に対する罰則の裁定は、審査委員会が行うものであって技術委員長、競技長が行うものでは無いからです。</p> <p>1) 競技長の報告に基づいて審査委員会が審査し、裁定します。「クロ」であれば罰則を決定しますが、「シロ」と裁定する場合があります。</p> <p>2) 成績結果に影響のある裁定が下った場合、No.〇〇改訂版として暫定成績発表します。発表後の30分間に暫定成績に対する抗議が無ければ賞の授与が出来ますが、裁定に対する控訴は、宣告後の1時間以内なら可能なので注意してください。控訴があった場合、当該クラスの成績は暫定成績のままとなります。その控訴が賞の授与に影響しない場合は賞の授与を行ってもOKです。</p>
抗議・控訴		
抗議	<p>抗議をするには、理由を記した抗議書と抗議料が必要です。</p> <p>提出時間の制限があるので受付時間に留意する。受付時間が時間制限を超えていても審査委員会に報告する。</p>	<p>競技長は、参加者から抗議書が提出された場合、受付時間を記録するとともにただちに審査委員会に抗議書を提出します。</p> <p>事務局は抗議料の仮領収書を発行します。</p>
控訴	<p>控訴は審査委員会の裁定宣告から1時間以内に<u>控訴する意志の文書</u>を審査委員会に提出しなければならない。参加者から競技長に提出があった場合は、審査委員会に提出するように伝える。</p>	<p>控訴文書、控訴料は審査委員長に渡します。</p>

競技終了

<p>審査委員会 (最終)</p>	<p>各委員長が業務で忙しい場合は、競技長と出席できる委員長出席でも良い。以下の手順で、</p> <p>1) 各委員長報告 2) 競技長統括報告 3) 審査委員長講評 4) 審査委員講評 5) 必要な書類提出、審査委員会署名</p>	
<p>審査委員会 提出書類</p>	<p>1) J A F 競技会審査委員会報告書 1部 2) 公式プログラム又は参加者名簿 1部 3) J A F 提出用成績結果 1部 4) J A F 提出用公式通知各 1部 5) J A F 提出用オフィシャル名簿 1部 6) 事故報告書(事故が有れば) 1部</p> <p>3) は記載内容がJ A Fフォームに沿ったものであればOK。</p>	<p>1) J A F 競技会報告書の表紙の各欄は、審査委員会の署名欄以外の各欄に全て記入してから審査委員長に渡します。尚、競技役員に変更があった場合は、変更後の役員名を記入します。</p> <p>6) 競技中に事故が発生した場合、<u>競技長</u>が事故報告書を作成します。事故報告書の作成が間に合わない場合は、J A F 競技会報告書の事故報告書欄をコピーし、報告に必要な書類とともに後日、纏めて審査委員長に郵送します。</p> <p>6) 事故報告書の作成が必要かどうかは、事故の程度にもよりますが負傷者の病院搬送の有無がひとつの目安になります。</p>
<p>表彰式</p>	<p>参加台数が足りずクラスが不成立だった場合であっても特別規則どおりの台数の表彰を行う。</p>	<p>クラスが不成立の場合、シリーズポイントが付かないだけなので、特別規則書に従った表彰はしなければなりません。</p>
<p>競技結果報告</p>	<p>シリーズ事務局あるいは部会担当者に結果を送る。</p>	<p>メールの添付ファイルまたは担当者が会場に来ている場合は、エクセルまたはCSVファイル等で渡す。</p>

<補足>

○審査委員派遣費用について

- 1) 審査委員派遣費用としてJMRC中部事務局に¥40,000振り込むこと。
- 2) 振込み期日は競技会開催日より2週間以内で振込み料はオーガナイザー負担とする。
- 3) 振込み先 東春信用金庫 小牧西支店 普通預金1007341 JAF中部地域クラブ協議会 事務局 武山 策彌

○計時結果の表示について

- 1) スタート後の車両トラブル、コースアウト、ミスコース、4輪脱輪(ジムカーナ)や危険とみなされての赤旗(再出走の対象外)でタイムが無い場合は「無効」と記載することを推奨する。備考または欄外等で無効理由の記載を推奨する。
- 2) スタートラインに付かない場合(車両トラブル等でリタイヤ届が出た場合)は「不出走」と記載することを推奨する。
- 3) 未受付については、「不参加」と記載することを推奨する。
- 4) 暫定及び正式結果はナンバリングし、発表時間を記載すること

○競技結果成績表について

出走台数が成立台数(地方選手権は3台など)の時、競技結果成績表に「無効」を記載した場合も、備考または欄外等で無効理由の記載を推奨する。

○公式通知の発行について・・・詳細は「JAF/JMRC中部地方選手権における公式通知発行の要領について」を参照

JMRC中部チャンピオン戦およびミドル戦にて共通特別規則書が発行されている場合の公式通知は次のとおりに発表することを推奨します。

NO. 1 第7条 役員名簿 第8条 競技主要役員

組織申請時のメンバーでJAF組織申請の公認を受けた日時(JAF公認競技組織許可申請書の公認番号下の日付)・組織委員会名で発表する。
変更となる場合は、公式通知NO. 2で変更内容を発表する。(なお、ライセンスNo, 種別, 級は発表せず、別紙にて審査委員に連絡する)

NO. 2 以降の内容

●受付前に下記内容を発表

役員等の変更, タイムスケジュール, 賞典内容・・・審査委員長・審査委員, 競技長の署名で発表

⇒公式プログラムにて変更内容も含めた状態で発表する可・・・その場合は公式通知の発行は不要(ただし、審査委員会には連絡すること。)

コース図・・・審査委員長, 競技長の署名で発表

※1) コース図を配布する場合の注意事項

審査委員長承認前に作成する場合は、次のとおりに作成してください。

①「公式通知」の表記は記載しない ②「このコース図は参考です。正式には公式通知を参照してください。」を記載

※2) 諸施設見取り図(公式通知掲示板など)を記載することを推奨

●受付後に下記内容を発表

公式プログラム等の変更等

・・・競技長の署名

車両変更, タイムスケジュール変更

・・・競技長・審査委員長・審査委員の署名

○不参加者の発表について

ブリーフィングにて参加者に連絡し、公式通知またはインフォメーション等書面でも発表する。

○当日の車両変更について

正式受理後の車両変更は審査委員会の審議項目です。

当日受付で事務局が受理するのではなく、選手に変更する理由を「車両変更願」(参考別紙)等の書面を提出してもらい、審査委員会にて承認を得てから受付すること。